

○富田林市立公民館管理運営規則

昭和49年2月1日

教委規則第1号

最近改正 平成26年2月27日教委規則第7号

(目的)

第1条 この規則は、富田林市立公民館（以下「公民館」という。）の施設の管理運営に関する事項を定めることを目的とする。

(開館時間)

第2条 公民館の開館時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、日曜日は、午前9時から午後5時までとする。

2 富田林市教育委員会（以下「委員会」という。）が必要と認めたときは、時間を延長し、又は短縮することができる。

(休館日)

第3条 公民館の休館日は、次のとおりとする。

(1) 毎週月曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日。ただし、当該祝日が月曜日にあたるときは、その翌日とする。

(3) 12月29日から翌年の1月3日まで（前号に掲げる日を除く。）

2 委員会が特に必要と認めたときは、前項の規定にかかわらず開館し、又は臨時休館することができる。

(使用許可)

第4条 富田林市立公民館設置及び管理条例（昭和28年富田林市条例第12号）第3条に規定する使用の許可は、使用を希望する期日の1月前から前日までに、公民館施設（備品）使用許可申請書（様式第1号）により行わなければならない。

2 委員会が使用を許可したときは、公民館施設（備品）使用許可書（様式第2号）を交付するものとする。

3 前項の使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）が公民館を使用するときは、公民館施設（備品）使用許可書を職員に提示し、その指示を受けなければならない。

4 委員会が特に必要と認めたときは、前各項の規定にかかわらず使用を許可することができる。

（分館）

第5条 公民館に分館を設置し、その名称及び位置は次のとおりとする。

名称	位置
富田林市立中央公民館喜志分館	富田林市粟ヶ池町2969番地の5

第6条 削除

（使用者の管理義務）

第7条 使用者は、使用期間中その使用に係る施設及び設備を善良な管理者の注意をもつて管理しなければならない。

2 使用者は、使用により施設及び設備を破損し、若しくは滅失したときは、これを速やかに職員に届け出なければならない。

第8条 削除

（使用料）

第9条 公民館の使用料は無料とする。

（使用する権利の譲渡等の禁止）

第10条 使用の許可を受けた者は、その使用する権利を他に譲渡し、又は転貸することができない。

（使用に対する制限等）

第11条 委員会は、公民館の管理上その使用者に対し、必要な設備をさせ、又は制限することができる。

（損害賠償）

第12条 使用者は、使用による一切の責任を負わなければならない。

2 使用により施設又は設備を破損し、又は滅失したときは、これを現品又は

これに相当する金額で賠償しなければならない。

3 前項の賠償額は、委員会が定める。

(入館の制限)

第13条 次の各号の一に該当するものに対して、入館を拒絶し、又は退館を命ずることができる。

(1) 酒気をおびていると認める者

(2) 他人に危険をおよぼし、又は迷惑となる物品若しくは動物の類を携帯又は携行する者

(3) その他公民館の管理上必要と認める指示に従わない者

(使用後の措置)

第14条 使用者は使用が終了したときは、ただちにそのなした特別な設備を撤去して原形に復し、設備、備品等を整頓し、使用施設を清掃したのち、公民館施設使用報告書(様式第3号)を提出して職員に引き継がなければならない。

2 使用者が、前項の義務を履行しない場合は、次回から使用許可をしないことがある。

(その他)

第15条 その他施設の使用について必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和51年教委規則第14号)

第1条 この規則は、公布の日から施行する。

(富田林市公民館処務規則の一部を改正)

第2条 富田林市公民館処務規則(昭和47年教委規則第3号)の一部を、次のように改正する。

[次のよう]略

(富田林市公民館運営審議会規則の一部改正)

第3条 富田林市公民館運営審議会規則（昭和47年教委規則第1号）の一部を、次のように改正する。

〔次のよう）略

（富田林市公民館図書室図書使用規則の廃止）

第4条 富田林市公民館図書室図書使用規則（昭和49年教委規則第2号）は、廃止する。

附 則（昭和54年教委規則第6号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和59年教委規則第1号）

この規則は、昭和59年5月1日から施行する。

附 則（昭和62年教委規則第5号）

この規則は、昭和62年9月1日から施行する。

附 則（昭和63年教委規則第6号）

この規則は、昭和63年6月1日から施行する。

附 則（平成11年教委規則第2号）

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成11年教委規則第3号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年教委規則第15号）

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成21年教委規則第3号）

この規則は、平成21年12月1日から施行する。

附 則（平成23年教委規則第12号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年教委規則第7号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

様式 略